

第5回 固体ばら積み貨物査定検討WG 議事要旨

1. 日時： 平成22年12月9日（木）10:00～12:30
2. 場所： 中央合同庁舎3号館 海事局 第6会議室
3. 出席者：
（委員） 太田委員、小山委員、松木委員、三宅委員（五十音順）
（事務局等） 近藤室長、臼井補佐、緑川係長
4. 議事
 - （1）IMSBCコード未掲載貨物の査定
 - i) 新規案件
 - （2）その他
5. 議事概要
 - （1）開会等
近藤室長から開催の挨拶の後、事務局より配布資料の確認が行われた。
 - （2）IMSBCコード未掲載貨物の査定について（新規案件）
申請のあった5貨物について、危険性の評価、貨物の種別及びそれぞれの貨物の運送要件について審議を行った。審議の概要は以下のとおり。
 - ① アスファルトピッチ
この貨物について、委員より消防法上の要件に係る貨物であるか、また、静止角の記載があるが、記載する必要のある貨物なのか質問があり、申請者が調整のうえ、事務局に連絡することとなった。（後日申請者より、消防法上の要件は無く、また、静止角については乾燥状態である場合に適用されるものであり、申請した貨物は出荷時に水分を含んだ状態（5～6%）であるため、静止角は不適用である旨回答を得た。）
また、資料5-4-1について、以下の修正を行うこととし承認された。
 - i) 「1 ばら積み貨物運送品目名」から「(略号：ASP)」を削除する。
 - ii) 「3.4 粒径」について、「粗粒 1mm以下は10%未満」に修正する。
 - iii) 「3.6 静止角」について、「不適用」に修正する。
 - iv) 「5.1 積付及び隔離要件」について、「高温の場所に隣接して積載しな

いこと。」に修正する。

- v) 「5.5 各種の要件」について、「火気に注意すること。」を追加する。
- vi) 「5.7 運送時の要件」について、「特段の要件はない。」に修正する。
- vii) 「5.10 非常時の措置」(3)について、「火災の制御には空気の排除で十分かもしれない。」を削除し、「消化剤」を「消火剤」に修正する。

② 汚染土壌

資料5-4-2について、以下の修正をすることとし承認された。

- i) 「2 貨物の説明」について、「海上運送において問題となる濃度以下に管理されている」を「水生環境に有害な物質（国連番号 3077）でないことを確認している」に修正する。
- ii) 申請書中「添付資料7」について、申請者は「v、MHB への該当について」中、指摘のあった字句を修正して事務局に再提出する。

③ 改良汚泥

資料5-4-3について、以下の修正をすることとし承認された。

- i) 「2 貨物の説明」について、文言を「この貨物は、建設工事及び同関連工事によって排出された土、石を再生利用又は処分するために、中間処理（分級・脱水・混練・粒度調整）によって粒度を最低 2mm 以上としたもの。」に修正する。
- ii) 「3.2 見かけ密度 (kg/m³)」及び「3.3 載貨係数 (m³/t)」に「約」を追加する。

④ 汚泥（セメント原料）

資料5-4-4について、以下の修正をすることとし承認された。

- i) 「2 貨物の説明」について、「セメント原料（石灰石、粘土、珪石）の代替品。」を「セメント原料（石灰石、粘土、珪石の代替品）。」に修正する。
- ii) 「3.4 粒径」について、「微粉 最大粒径 40mm」に修正する。

⑤ 鑄物廃砂

資料5-4-5について以下の修正をすることとし承認された。

- i) 「3.4 粒径」について、「砂状」に修正する。
- ii) 「5.3 天候に係る要件」について、他の承認された貨物の同じ要件と記載を合わせ、修正する。
- iii) 「5.4 積荷役時の要件」について、「貨物の水分値が管理されており、

液状化が問題となる値よりも低い値に保持されることが荷送人により船長に申告されていること。」を追加する。

6. 配付資料

- 資料5-1 第4回 固体ばら積み貨物査定検討WG 議事要旨
- 資料5-2 申請書
 - 資料5-2-1 アスファルトピッチ
 - 資料5-2-2 汚染土壌
 - 資料5-2-3 改良汚泥
 - 資料5-2-4 汚泥（セメント原料）
 - 資料5-2-5 鋳物廃砂
- 資料5-3 未掲載貨物の申請内容に対する事務局コメント
- 資料5-4 IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件（案）
 - 資料5-4-1 アスファルトピッチ
 - 資料5-4-2 汚染土壌
 - 資料5-4-3 改良汚泥
 - 資料5-4-4 汚泥（セメント原料）
 - 資料5-4-5 鋳物廃砂